

第69回中区地域環境審議会会議録

1 日 時 令和7年1月29日（水）午後2時～午後3時15分

2 場 所 中区役所6階 大会議室

3 出席者

（1）委 員

1号委員 加藤哲征、武田初実、谷口ますみ、谷田耕造、
永井康之、中野文子、松浦恵子、森紀樹

2号委員 木村恭子、桑山欣士、吉田宏

3号委員 白瀧正人、服部功、松本晃一

4号委員 金谷明洋、鈴木貴博、林宏一郎

以上17名

（2）事務局

中区保健福祉センター

安福所長、小林保健管理課長、藤原保健予防課長

西区保健福祉センター公害対策課

菱井課長、伊藤課長補佐（規制指導）、林課長補佐（環境活動推進）

福田主任、中田技師

以上8名

（3）関係者

中環境事業所

瀧川所長

環境局資源循環推進課

尾上課長補佐

以上2名

4 傍聴者

2名

5 会議内容

(1) 開会

- ・小林課長から委員の半数以上が出席しており会議が成立していること、傍聴者2名の報告があった。
- ・安福所長から挨拶があった。
- ・小林課長から新任委員（加藤哲征委員）及び関係者の紹介があった。また、会議録作成のため会議の内容を録音することの了解を求めた。

(2) 議事

ア 会長・副会長の選出について

小林課長：まずは事務局から、地域環境審議会の制度等について簡単に説明させていただきます。

伊藤課長補佐：〈参考資料に基づき説明〉

小林課長：ただいま説明がありましたが、会長・副会長を1人選出していただく必要がございます。委員の互選により定めると規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

桑山委員：引き続き、会長は医師の森委員、副会長は歯科医師の谷田委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょう。

委 員：(拍手)

小林課長：異議なしということでよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。森委員、谷田委員、よろしいでしょうか。

両 委員：(了承)

小林課長：それでは、会長は森紀樹委員、副会長は谷田耕造委員にお願いすることにつきまして、皆様のご賛同を、拍手をもって確認したいと存じます。

委 員：(賛同の拍手)

小林課長：ありがとうございました。それでは、会長、副会長には席を移動していただくようお願いします。

それでは、審議に入ります前に、森会長、谷田副会長からご挨拶をいただきたいと思います。まずは、森会長からお願いいたします。

森 会長：（挨拶）

小林課長：ありがとうございました。次に、谷田副会長、お願いいたします。

谷田副会長：（挨拶）

小林課長：ありがとうございます。それでは、ここからは森会長に議事進行をお任せいたします。よろしくお願いします。

森 会長：それでは皆様のご協力を得まして、円滑な議事進行に努めて参ります。また、本会議の議事録の確認につきましては、谷田副会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

谷田副会長：はい。

森 会長：よろしくお願いいたします。

イ 栄地区（久屋大通）における自動車環境対策について（要望）に対する回答について

森 会長：議題 2、栄地区、久屋大通における自動車環境対策について、要望に対する回答につきまして、これは、前から審議した回答ということで、事務局の方からご説明お願いいたします。

伊藤課長補佐：〈資料 1 に基づき説明〉

森 会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見等ございますでしょうか。一応、この会が市長に要望書という形で出した回答ですので、皆さん、これ、結構長時間にわたって審議した議題でありますので、お目通し願います。当たり前って当たり前の回答なんですけど、よろしいでしょうか。

（質問なし）

ウ 食品ロスの削減について

森 会長：議題 3、食品ロスの削減につきまして、関係者から説明の方をお願いいたします。

尾上課長補佐：〈資料 2 に基づき説明〉

森 会長：ありがとうございました。今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。どうぞ。

永井委員：今年もどうぞよろしくお願いいたします。

説明ありがとうございました。2 ページ目のところのスライドなんですけれども、上の図と下の図がありまして、上が全国で下が名古屋市かなというふうに理解したんですが、その上の方を見るとですね、2022 年は同じになってますけれども、基本的には事業系のロスが多いような図になってるように見えまして、下の方を見ると、本市では家庭系のロスが多いというような構造になっているのかなというふうに見えましたが、どうしてこういうふうになっているのかについて何かご存じのことがあれば教えていただければと思います。

尾上課長補佐：ありがとうございます。実は食品ロスの量っていうのが、把握する仕方っていうのは、実は明確なルールがちゃんと定まっているわけではなくて、自治体によっては食品ロスの量を追っていないところがあったりだとか、非常にルールがバラバラになっていまして、国の方がそれを一括して、全部集約してやっているものですから、違いが出てくることがあるかなということがあります。

あと、なので逆に言うと、名古屋市の中では家庭ごみ、家庭から出る食品のロスが多いっていうのが、他の自治体と比べて特徴の 1 つなのかなというふうに考えております。ルールが定まっていないというのが正直なところかなと思います。

永井委員：どうもありがとうございます。

森 会長：他によろしいでしょうか。

質問というか、よろしいでしょうかね。食品ロスという、ロスはロスなんですけども、特に今言われてて、外食でそれが目立つってことなんですけど、昔はですね、今もあるかもわかりませんが、食べ残しちゃったら、ちょっとタッパーとかなんか、店の人が、ちょっと「持ってっていいよ」って言うてくれるところと、ホテルなんか絶対駄目って言われますし、その辺は確かに保健所さんの管轄にもなるような感じがするんですけど、確かに乾き物

は持っていてもいいような気がするんですけど、お刺身とかちょっとまずいかなと思うんですけど、その辺って指導はできないと思いますし、キャンペーン、食品ロスをしないうっていうキャンペーンと裏腹なことだと思うんですけども、どうでしょうね、その辺は。明確にこれ持っていかんとか、そういうことは、別に法律上とかそういう取り決めはないんですよ。

安福所長：食品衛生の観点から、ちょっと中々兼ね合いが難しいところかと思いますがけれども、やはり先生がおっしゃるように、生もの等はですね、持ち帰りはできないけれども、火の通ったものだったらっていうあたり、本当に食品衛生上の話になってくるとちょっと難しいところがございます、色々と事業所の方にも指導しながら気をつけていただいて、最後は自己責任というところもあるかもしれませんけど。あとお店の方にもやはり責任、食中毒とか責任がございますので、そのあたり、お店の判断もあるかと思います。申し訳ございません。

森 会長：確かに答えにくくてその通りだと思うんですけど最終的には自己判断と思いますけども。はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。どうぞ。

谷田副会長：すいません。質問できる立場ではないんですけども、この食べ残しをしないお店へですね、公募されているようなですね、それを見ますと、名古屋市、去年の11月時点で220件になりましたという表示がございますので、そのほとんどが中区あたりになっているようなんです。これ、ネットで見れちゃうんですけども。この協力店になることでですね、お店側に何かメリットがあればもっと、言うならニンジンぶら下げてということなんですけども、それをしていただいてキャンペーンしていただけると、もうちょっと進むんではないかという気がいたしましたので、お願いします。以上です。

尾上課長補佐：ありがとうございます。まさにおっしゃる通り、我々もまだまだ、名古屋市で220っていう、私個人的にはまだまだ少ない、増やす必要があるかなと思ひまして、そういったメリットをですね、もっと出したりしながら、お店が増えるように努力して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

森 会長：ありがとうございます。他によろしいでしょうか。どうぞ。

鈴木委員：委員の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

素朴な疑問をお伝えさせていただいてよろしいでしょうか。先ほどのス

ライドの中で、基本的な考え方、3つの「ない」っていうスライドを見させていただきましたけれども、買いすぎない、作りすぎない、食べ残さないっていう、3つあるんですけど、買いすぎる理由とか、それから作りすぎる理由とか、そういったのっていうのは、どんな感情の中でこういうふうになるんでしょうか。

例えばですね、買いすぎないって言われても、ないって言われても中々、頭の中でいうと、例えば何かこう、有名な商品があったときに、その写真を例えばここに見せられたときに、そこの商品をイメージしないでくださいねって言われても、実は頭の中でイメージしちゃいますよね。そうすると食べ残さないって言われても、食べ残すの方が、頭の方のイメージに残っちゃうというふうに僕は思っているんで、これも例えば買い過ぎないじゃなくて、適量を買うとか、例えば作りすぎないじゃなくて、適量を作るとか。これ食べ残さないっていうのは、私たち、小さいときは、親からしっかりこう、食べ残すななんて言って、何で食べ残すんだって怒られて、育ってきましたから、なんかこの部分は、家庭のしつけとか、そういった部分に関わってくるので。これが、例えば先ほどの宴会のようなところに来て、じゃあこれなぜ食べ残すんだっていうところにくると、食べ残すかどうかが目的で飲食店に行ってるわけではないので、そこのところをもう少し、こう考えて、施策を考えられると良いのかなというふうに勝手に個人的な疑問でございすけど、そんなふうに感じました。

尾上課長補佐：ありがとうございます。実はこの3つの「ない」っていうのがですね、消費者庁というか、国の方が、PRするときに必ずこの3つの「ない」というふうに言われておりまして、委員のおっしゃる通り、買い過ぎないとかも、例えばセールでたくさん買ったとか、いわゆるその結果的になったということですね、結果的になるところを表しているようなことかなと思うんですけど、わかりづらいというところもあるのかなと思いますので、名古屋市がPRするときはですね、当然これは食品ロスの削減につながる取り組みというかですね、というところになるのかなと思うので。あとはやっぱり委員も仰るとおり、伝え方というか周知の仕方かなというふうに思いますので、そこはちょっと工夫しながら、引き続き、広報等に努めていきたいなと思います。ありがとうございます。

森 会長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

エ 令和6年版名古屋市環境白書について

森 会長：続きまして、議題4ですね。令和6年版名古屋市環境白書について、事務局の方から説明をお願いいたします。

菱井課長：〈資料 3 に基づき説明〉

森 会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

金谷委員：金谷といいます。よろしくお願いします。

私、新堀川のすぐそばに住んでおりますので、非常にこの問題は敏感になっておりますが、この水量で大丈夫なのかなってというのが正直なところあります。それと、潮の満ち引きで、堰ってというか、川の両側に堰があって、一段上がっているところがあるんですよね。そこが日にさらされると、臭い上がるみたいな。そういう感じなんです。生活しててわかるんですけど。その辺の対策っていうのはどうなのかなと思って。

結局、何年に一回ヘドロを取らなきゃいけない、そういう根本的なものではなくて、川の勾配をきちっと作らないと、駄目じゃないかなとは思いますが。結局流量が少ないっていうのと、川の勾配が少ない。結局、上流がないっていうかな、堀留ですから、人工的に水流すにしたって、基本的には流量的に、前の話だとあと 3 ヶ所ぐらいあるんですけど。作るのは、うん。それでいいのかなという、一時的なしのぎにはなるかもしれないけども、今後、臭い対策っていうので考えた場合にもっと根本的にやることがあるんじゃないかなとは思いますが。すいません。そういうことです。

菱井課長：ご質問ありがとうございます。まず水量が足りないんじゃないかということで、それは仰るとおりでございます。井戸の水では全然足りません。なぜそれなのに流すかといいますと、先ほどご説明したように、川底の環境を良くしようというのがまずはねらいですので、短期的な対策としてまずはそれをやっていこうということになります。なので、最終的に何ヶ所かで井戸を掘ることによって、一応シミュレーションではですね、川底の環境っていうのは一定程度改善されるだろうということになっております。

新堀川のことにつきましては、なかなか短期的な対策では改善していくものではないと思いますので、長期的な対策というものも一緒にですね検討されておるといふところになります。具体的にはですね、他の川から例えば水を引いてきたりですとか、或いはですね、堀留水処理センターの方も将来的には廃止されますけれども、それによってですね周辺の水、雨水とかをですね、貯めるようなトンネルとかですね、地下に貯めるような施設ですとか、そういったこともやっていくというふうに聞いておりますので、市役所です、上下水道局、緑政土木局、環境局、このあたりが連携して、長期的な対策と短期的な対策、組み合わせてやっていくというふうに聞いております。

勾配の関係はですね、ちょっと申し訳ないですけど、その具体的な対策を私どもちょっと把握してないので、要望としてお伝えをさせていただきた

いというふうに思います。よろしくお願いいたします。

森 会長：ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

松浦委員：ゆとりーとラインについてお伺いしたいんです。今、ゆとりーとラインがとても便利でいいっていうふうにはなってるんですけども、とてもなんか守山区の人口が増えちゃって、すごく通勤通学に混んでいて、取り残しのお客さんもいっぱいいるみたいなことを、テレビで報告してました。もうちょっとバスの台数を増やしたいってことだったんですけど、何かどうもゆとりーとラインのガイドウェイバスが特殊なバスで、もう製造中止になっちゃってるみたいなんです。なんかそれも難しいっていう報告だったんですね。でもここには、これからも強化していきたいって書いてあるので、その辺のところもちゃんとこれからやっていただけるのかなあと思って質問しました。

菱井課長：ご質問ありがとうございます。申し訳ないんですけども、ちょっと私どもで答えを持ち合わせておりませんので、担当の部局の方に確認をさせていただきまして、改めて回答させていただきたいと思います。

松浦委員：でも一応ここに機能強化って書いてある以上は強化されていくつもりはあるんですよね。名古屋市として。

菱井課長：こちらの環境白書については、関係する環境局以外にもですね、いろんな部署が目を通して書いているものになりますので、これは確認して書いてある内容ですので間違いないかとは思いますが、今のご質問についてはまた改めて回答させていただきます。

松浦委員：ちょっと、現状もちゃんと調べていただきたいと思います。

菱井課長：ありがとうございます。

林(宏)委員：林でございます。時間無いところすみません。

先ほどの新堀川の件ですが、長期的なお話ですが、堀留が廃止される事が決定していると聞いています。それはもうしっかり年度は出ていますか。

関連すると、その前に一番港側にある下水処理場を機能アップさせる。同時期かその後分かりませんが、名古屋市内の地下に大型の管を通し港の下水処理場に繋ぐ計画であるようです。今のところは雨水が多くなると処理しきれなくなりそのまま新堀川に流すので悪臭に悩まされているのではさらにヘドロもたまりやすいということは聞いています。何か年度が決まってるのがあれば教えて欲しいです。

菱井課長：私どももちょっと特別情報を得ているわけではないんですが、昨年ですね、市議会の委員会の方で答弁がございましたのを引用しますと、15年程度というふうには聞いております。

森 会長：他によろしいでしょうか。

オ その他

(ア) 有機フッ素化合物 (PFAS) について

森 会長：それでは続きまして、議題5、その他、有機フッ素化合物 PFAS についてお願いいたします。

伊藤課長補佐：〈資料4－1、4－2に基づき説明〉

森 会長：ありがとうございました。説明につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。

谷口委員：申し訳ありません。ちょっとお伺いしたいんですけれども、これ、栄の3丁目、4丁目の辺りのものを測られたということですね。ちょうど、うちは道を隔てまして新栄一丁目にもちょっと防災のためと思ひまして、井戸が1つあるので、私ども何かあったときにはそれを使いたいというふうにして思っているのですが、どういうふうに調査をお願いできるのかどうか、ちょっとお伺いできればと。

伊藤課長補佐：今、井戸の調査の件でご質問いただいたかと思うんですけれども、基本的に井戸水の調査を希望する方に対してですね、市が調査というのは実際行っていない状況でございまして、原則的には管理される方がご自身というか、自己管理されるものというふうになっておりますので、ご自身の方で調査会社様の方に依頼して調査いただく形になるかと思ひます。

菱井課長：すいません。ちょっと補足させていただきますけれども、防災用の井戸につきましては基本的には飲まないでくださいということにしておりまして、生活用水に使ってくださいということになっていきますので、これはですね、飲むときの指針値になりますので、生活に使っていただく分には全く問題ありませんのでご心配いただかなくても大丈夫かなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

森 会長：はい、どうぞ。

白瀧委員：栄3丁目、4丁目でこれだけの数値が出ていて、しかも一般飲用と書いてあります。では、中区内でどれぐらい飲用に使用されているのかわかりますか。

伊藤課長補佐：ご質問ありがとうございます。まず、今回判明した一般飲用と書かれた井戸でございますけれども、こちらの井戸につきましては、浄化処理して利用されていると聞いており、浄化処理した後の水につきましては、自主調査の結果、暫定指針値を下回っていると聞いております。ですが、一般飲用の井戸がどれほど今あるのかというところは、すいません、手持ちの資料がないものですからお答えできず、申し訳ございません。

白瀧委員：行政としては把握しておらず、それに対する規制その他もないということでしょうか。

伊藤課長補佐：今回汚染が確認された井戸のですね、周囲500メートルの井戸所有者につきましては飲用しないように、市の方から指導をしておるところでございます。そういった形で把握している井戸につきましては、念のためですね、飲用しないような形で、所有者の方にはお話しているという形にはなっております。

白瀧委員：そういうことなら、行政としては、このような場所にこれぐらいの井戸がある、そこでこのようなものが出たということをもう少しわかりやすく公表するべきではないでしょうか。

菱井課長：ご意見ありがとうございます。公表につきましては市（環境局）に要望としてお伝えさせていただきますが、井戸がどのぐらいあるかなどの情報につきましては、お調べをさせていただきます。改めてお示しをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

森 会長：貴重なご意見ありがとうございます。

（イ）「水の環復活なごや戦略実行計画 2030（案）」に係るパブリックコメントの実施について

森 会長：続きまして、議題5、大分時間押しておりますので、その他、水の環復活なごや戦略実行計画 2030 案に係るパブリックコメントの実施について、お願いします。

伊藤課長補佐：〈資料5に基づき説明〉

森 会長：これ実行計画ということで、皆さん読んでいただいて質問とかあれば、これをお願いいたします。

一応これで本日の議題はすべて終了いたしましたけど、全体につきましてご意見ございますでしょうか。

(質問なし)

森 会長：最後に事務局の方から連絡事項がございますのでよろしくお願いいたします。

伊藤課長補佐：引き続きよろしくお願いいたします。3点ご連絡申し上げます。まず1点目ですけれども、昨年お願いさせていただきました、口座登録につきまして、ご対応いただきましてありがとうございます。登録用紙にてご登録いただいた方については、登録者控をお送りしておりますので、ご確認をお願いいたします。登録いただいた口座に、会議終了後2週間前後で振り込まれる予定でございます。

2点目でございますけれども、次回の会議は、会議次第下段に記載しました通り、6月18日水曜日を予定しております。期日が近くなりましたら、開催のご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日お配りした名水でございますけれども、上下水道局から災害用備蓄飲料水としていただいております。飲まれてない方はぜひご自宅にお持ち帰りいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

森 会長：それではこれで会議を終了いたします。本日はお忙しい中円滑な議事進行につきましてご協力ありがとうございます。どうもお疲れ様でした。

(閉 会)

調製者 中区地域環境審議会会長 森紀樹

確認者 中区地域環境審議会副会長 谷田耕造